

南九州市告示第41号

地方税法第20条の2及び南九州市税条例第18条の規定に基づき、下記のとおり公示送達する。

令和8年3月13日

南九州市長 塗木弘幸

記

1 公示送達する書類

差押調書、配当計算書、充当通知書

2 公示送達を受ける者の氏名及び住所

新屋 大樹

宮崎県都城市都北町1712番地 CAT BOX LOFT A203

3 書類の交付

公示送達する書類は、税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。